平成２６年（フ）第２０６号
神戸市西区平野町中津661―１、住民票上の住所神戸市西区玉津町出合247番地の１　ブルースカイＦ103号
債務者　五島　圭一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
埼玉県川越市大字今福563番地１　川越スカイハイツ217号室
債務者　清水　達夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６８号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田239番地
債務者　佐俣　京子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後２時25分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０５３号
さいたま市南区大字大谷口1257番地15　メゾングレイス501
債務者　加藤　寛治
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７６号
神戸市中央区籠池通３丁目１番23―102号、従前の住所兵庫県篠山市今田町今田３番地127
債務者　田中　　章
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
高知県土佐清水市旭町12番10号
債務者　山岡さとみ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１７２号
山形市蔵王成沢280番地の10
債務者　大津　新美
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７２号
北九州市若松区青葉台東１丁目12番11号
債務者　山賀　輝尚
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４７８号
北九州市戸畑区中原西３丁目３番35―102号
債務者　丸山　忠晴
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９８号
北九州市小倉北区中井１丁目20番３―312号
債務者　中本　光子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室屋　敏弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３４号
北九州市若松区青葉台東１丁目12番11号
債務者　山賀　和代
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３７０号
札幌市清田区清田７条４丁目15番28号
債務者　沢田　佳美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０４号
北海道石狩市花川南５条５丁目134番地　スマイルハウス花310号
債務者　戸島　和子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３１号
札幌市中央区北６条西25丁目４番１―1101号
債務者　木村真太朗
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４９号
札幌市北区麻生町４丁目７番24号　101号
債務者　川村　龍史
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５４号
札幌市豊平区美園９条３丁目２番22―302号
債務者　藤島　由香
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７６号
札幌市西区八軒３条西２丁目２番18号　メゾン八軒102号
債務者　笹木　早苗
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部